

更新情報

建設現場従事者のための 残土・汚染土取扱ルール 改訂版(2刷)

- 34p: (1) 特定有害物質
※シス-1. 2-ジクロロエチレンを1. 2-ジクロロエチレンに改正 (公布 H.30.9.28、施行 H.31.4.1)
- 62p: 【参考】土壌汚染対策法の改正について
※第2段階の施行日 (公布 H.30.9.28、施行 H.31.4.1)
第2段階(平成 31 年 5 月 19 日までに施行)→第2段階(平成 31 年 4 月 1 日施行)



更新情報

建設現場従事者のための 残土・汚染土取扱ルール 改訂版

- 1p: (2) 各地で発生している残土問題

産廃情報ネット>産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会>残土・汚染土の不適切な埋立事例

報道等の年月	地区	概要	内容
H30. 7	関西	山頂に無許可で堆積された残土が崩落	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可で山頂に残土を大量に堆積 ・山裾の住宅地に崩落した残土が迫る
H30. 5	東北	残土置場から河川に土砂が流出	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに大量の土砂を堆積していたが、崩落し河川に流出 ・アユの放流に影響
H29. 6	関西	無許可で大量に残土を埋め立てた業者を逮捕	<ul style="list-style-type: none"> ・山林に建設残土を無許可で大量に埋め立て ・条例に基づき撤去を命じたが、従わなかったとして、土木会社社長を条例違反容疑で逮捕
H29. 6	関東	無許可で大量に残土を堆積した業者に措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地に隣接して建設残土を無許可で大量に堆積 ・条例に基づき、土木業者に対して撤去するように措置命令
H29. 2	中部	国定公園内で残土処分場を拡大していたことが発覚	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨により残土処分場の土砂が県道に流出 ・国定公園内の開発許可(観賞用森林造成)で残土処分場を運営し、許可範囲外の公園内にも処分場を拡大していたことが発覚
H28. 12	関西	山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出	<ul style="list-style-type: none"> ・山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出したため、清流として知られる河川が白濁 ・砂防指定地内に無許可で土砂を搬入した疑いで、家宅搜索
H28. 9	関西	大量に積まれた残土が一部崩落	<ul style="list-style-type: none"> ・残土処理業者が大量に積み上げた残土の一部が崩落し、周辺住民らが不安を募らせたため、市が指導
H28. 9	関東	残土に解体廃棄物を混ぜて投棄	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地のそばの残土置場に、解体廃棄物を残土に混ぜて(隠して)積み上げていた業者を、廃棄物の不法投棄の容疑で逮捕
H28. 9	東北	残土が河川に流出	<ul style="list-style-type: none"> ・大量に積まれた残土置場より、残土が河川に流出しているため、県は残土処理業者に撤去を求める予定
H28. 7	関西	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨により残土処分場の土砂がたびたび市道等に流出した。また、土砂が急勾配で高く積み、大量に崩落のおそれあり ・近隣住民が撤去、流出防止措置を求める仮処分を申し立てた
H28. 2	関東	大量に残土を埋め立てた業者を条例違反で送検	<ul style="list-style-type: none"> ・県残土条例に定める許可なしに、大量に残土を搬入し空き地に埋め立てた業者を送検

H26.10	関東	残土が崩落して住宅に侵入し、住民が死亡	<ul style="list-style-type: none"> 崖地に堆積していた残土が、台風の影響で崩れて住宅に侵入し、住民が死亡 他の工事現場から残土を搬入していた 5年前に近隣住民の陳情により、指導・勧告が行われていた
H26.7	関東	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 民有地に建設残土が大量(16万m³)に積まれ、崩落のおそれがあるため、市、県が応急的な安全対策に乗り出した 残土を搬入した業者と連絡がとれないため、抜本的な問題解決の見通しはなし
H26.4	関東	山林に残土を埋め立てた業者を送検	<ul style="list-style-type: none"> 山林に残土を堆積させた後、埋め立てた業者を、市の残土条例違反(無許可埋立)の容疑で送検
H26.3	九州	山腹の残土が地元銘水の水場に流出	<ul style="list-style-type: none"> 山腹の残土が崩れ、地元銘水の祠、水場が埋まる 民家、田畑の周辺にも流出したため、住民が避難
H26.3	関西	残土処分場で土砂が崩れ、公道の通行止め、停電が発生	<ul style="list-style-type: none"> 残土処分場の土砂が大量に近隣の田畑などに流出 公道を埋めたため通行止めとなる。また、電柱も倒したため千軒以上が停電 大量の残土を山のように高く積み上げていた

● 13p: (2) 残土条例の事例

さいたま市、川越市、桶川市、毛呂山町、鳩山町の

⇒ **さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町**及び鳩山町の

● 16p、107p: 資料-6:自治体条例制定状況に関する調査結果(環境省)

平成25年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果、環境省、平成27年6月

⇒ **平成28年度**土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果、環境省、**平成30年4月**、<http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html>

● 38p: (1) 特定有害物質

分類	特定有害物質の種類	指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
第一種特定 有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下	0.4以下	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	
第二種特定 有害物質 (重金属等)	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下	0.3以下	
	ペンゼン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下	
	シアン化合物	不検出	遊離シア:50以下	不検出	1以下	
	水銀及びその化合物	水銀:0.0005以下 メチル水銀不検出	15以下	水銀:0.0005以下 メチル水銀不検出	水銀:0.005以下 メチル水銀不検出	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
第三種特定 有害物質 (農薬・PCB)	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下	24以下	
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	30以下	
	シマジン	0.003以下	—	0.003以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	—	不検出	0.003以下	
	有機りん化合物	不検出	—	不検出	1以下	

- 地下水基準：地下水汚染の判定基準（規則別表第1）
- 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）：都道府県知事等が要措置区域または形質変更時要届出区域として指定する際の基準
- 土壌溶出量基準：地下水経由の摂取による観点から定められた基準（規則別表第3）
- 土壌含有量基準：汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準（規則別表第4）
- 第二溶出量基準：措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標（規則別表第2）
- 不検出：調査・措置ガイドラインAppendix15参照

※特定有害物質に**クロロエチレン**を追加（施行：H.29.4.1）

※シス-1,2-ジクロロエチレンを**1,2-ジクロロエチレン**に改正（公布 H.30.9.28、施行 H.31.4.1）

57p: ①管理票の記入例 特定有害物質にクロロエチレンを追加

管理票						整理番号		
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇×ビル23F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 〇-〇-〇 ××ビル3F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇-〇〇 TEL0235-00-0000 FAX0235-00-0000	交付担当者 氏名 土木 一郎	交付年月日 平成 29 年 4 月 1 日	交付番号 第01-0001			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)						汚染土壌の荷姿 フレキシブルコンテナ (内袋あり)	汚染土壌の体積 6 m ³	汚染土壌の重量 10 t・kg
要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇 ▲▲工業 新宿事業所		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 足立 100 あ 00-00 担当者氏名 株式会社土壌運搬 道野 通		運搬区間 要措置区域 (新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭 (東京都江東区〇×町) 東京埠頭 (東京都江東区〇×町)		引渡し年月日 平成 29 年 4 月 1 日		
<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 〒100-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭(株) TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000		自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404 担当者氏名 日本海運株式会社 海野 渡		↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		平成 29 年 4 月 4 日		
<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇-〇 青森埠頭倉庫(株) TEL017-000-0000 FAX017-000-0000		自動車等の番号 青森 100 あ 00-00 担当者氏名 東北運送株式会社 坂田 昇		↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		平成 29 年 4 月 7 日		
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 所在地 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 058100003 号		担当者氏名 東北運送株式会社 坂田 昇		↓ 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)		平成 29 年 4 月 21 日		
引渡しを受けた者の氏名 門田 守	処理担当者の氏名 土野 清	処理方法 浄化 (分解 - 熱分解)	処理終了年月日 平成 29 年 4 月 21 日	備考				
引渡しを受けた者の氏名 門田 守		処理担当者の氏名 土野 清		備考				

青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項

(出典：搬出汚染土壌の管理票のしくみ、環境省・(公財)日本環境協会)
<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>

- 52p: 汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第3版)、平成 30 年 3 月
- 56p: 汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改訂第3版)、平成 30 年 3 月

- 53p: * 汚染土壌の運搬に関するガイドライン・3.13 運搬の受託禁止⇒3.13 運搬の委託禁止

- 72p: 罰則 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽記載等違反
 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(施行 H.30.4)

- 121p: (2)産業廃棄物を所管する都道府県政令市
 八戸市を追加 (H.29.1)、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市を追加(H.30.4)

※ 最終ページ (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団の電話番号 03-4355-0155

第 1 段階施行 (H. 30. 4. 1 施行)

政令(施行令)公布 H. 29. 10. 25、省令(施行規則) 公布 H. 29. 12. 27、施行通知: H. 29. 12. 27

○法四条の届出・調査に係る手続きの迅速化

届出時に調査結果を添付できるため、調査命令の発出に関する審査期間が短縮

○解除された区域の台帳の追加

指定が解除された土地の台帳を閲覧できるため、汚染が除去された土地か否かが判別可能

○管理票の電子化・・・管理票の電磁的記録による保存が可能

○その他

汚染土壌処理業の申請要件、業の譲渡、合併、分割、譲渡等の手続きの整備

技術管理者証の交付申請期間の延長(経験年数が不足していても受験可能)

※内容については施行通知を参照してください。また、処理業に関するガイドラインが改訂されています。

施行通知→ http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1712271.pdf

ガイドライン→ <http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

第 2 段階施行 (H. 31. 4. 1 施行)

「今後の土壌汚染対策の在り方について(二次答申)」について、H. 30. 4. 3 環境省報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/105367.html> → (最終的に実施される内容は未確定)

○有害物質使用特定施設に関する規制強化

工場廃止に伴う調査一時免除中の土地や、工場操業中の土地の形質変更、搬出を届出対象

○臨海部の工業専用区域の特例

有害物室の人への接種経路がなく、人為由来の汚染のない(自然由来、埋立材由来の)臨海部の工業専用区域を新たに特例区域とし、各種手続きを簡略化

○都市計画区域外は形質変更の届出不要・・・法 4 条の届出不要

○要措置区域等における施工方法等の見直し

・飛び地間の土壌の移動が可能・・・一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって指定された区域間の土壌の移動を可能とする

・形質変更時の調査は掘削深度まで

・認定調査の合理化

○自然由来、埋立材由来の基準不適合土壌の取扱いの合理化

・自然由来特例区域間(地質的に同質である範囲内)及び埋立地特例区域間(同一港湾内)の土壌の搬出を届出の上、可能とする

・同一事業や同一現場内の盛土構造物への利用を(一定の要件のもとに処理業の許可(埋立処理施設)を設けることにより)可能とする

○その他

・要措置区域の措置については、計画、完了報告の届出を必要とする